

○環境省告示第四十二号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第六条の二の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づき環境大臣が定める検定方法（平成元年八月環境庁告示第三十九号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
-----	-----

別表

有害物質の種類	検 定 方 法	備 考
カドミウム及び その化合物	日本産業規格（以下「規格」とい う。）K〇一〇二・三 十四・二、 十四・三、十四・四又は十四・五に 定める方法（ただし、十四・二に定め る方法にあつては四・二・四・二、 四・二・四・三又は四・二・四・五 に定める操作を、十四・四に定める 方法にあつては四・二・四・四又は 四・二・四・五に定める操作を行う ものとする。）	（略）
シアン化合物	規格K〇一〇二・二 九・三・二若 しくは九・三・三の蒸留操作を行い 、九・四、九・五若しくは九・六（ ただし、蒸留操作は装置にて行わな い。）の分析を行う方法又は昭和四 十六年十二月環境庁告示第五十九号 （水質汚濁に係る環境基準について ）（以下「環境基準告示」とい う。）付表一（蒸留操作は装置にて	（略）

別表

有害物質の種類	検 定 方 法	備 考
カドミウム及び その化合物	日本産業規格K〇一〇二（以下「規格 」という。）五十五に定める方法（た だし、規格五十五・一に定める方法 にあつては規格五十五の備考一に定 める操作を、規格五十五・三に定め る方法にあつては規格五十二の備考 九に定める操作を行うものとする。）	（略）
シアン化合物	規格三十八・一・二（規格三十八の 備考十一を除く。以下同じ。）及び 三十八・二に定める方法、規格三十 八・一・二及び三十八・三に定める 方法、規格三十八・一・二及び三十 八・五に定める方法又は昭和四十六 年十二月環境庁告示第五十九号（水	（略）

有機燐化合物（ パラチオン、メ チルパラチオン 、メチルジメト ン及びEPNに 限る。）	行う。）に掲げる方法 規格K〇一〇二・四 七・二・一及 び七・二・三に定める方法	（略）
鉛及びその化合 物	規格K〇一〇二・三 十三・二、十 三・三、十三・四又は十三・五に定 める方法（ただし、十三・二に定める 方法にあつては四・二・四・二、四 ・二・四・三又は四・二・四・五に 定める操作を、十三・四に定める方 法にあつては四・二・四・四又は四 ・二・四・五に定める操作を行うも のとする。）	（略）
六価クロム化合 物	規格K〇一〇二・三 二十四・三・ 一に定める方法（着色している試料 又は六価クロムを還元する物質を含 有する試料で検定が困難なものにあ つては、二十四・三・三・四のb）及	（略）

有機燐化合物（ パラチオン、メ チルパラチオン 、メチルジメト ン及びEPNに 限る。）	質汚濁に係る環境基準について（ 以下「環境基準告示」という。） 付表一に掲げる方法 昭和四十九年九月環境庁告示第六十 四号（環境大臣が定める排水基準に係 る検定方法）（以下「排水基準告示」 という。）付表一に掲げる方法	（略）
鉛及びその化合 物	規格五十四に定める方法（ただし、 規格五十四・一に定める方法にあつ ては規格五十四の備考一に定める操 作を、規格五十四・三に定める方法 にあつては規格五十二の備考九に定 める操作を行うものとする。）	（略）
六価クロム化合	日本産業規格K〇一〇二・三の二十	（略）

トリクロロエチ	(略)		砒素及びその化合物	(略)	規格K〇一〇二・三 二十・二、二十・三、二十・四又は二十・五に定める方法		(略)
アルキル水銀化合物	(略)	環境基準告示付表三に掲げる方法及び昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)付表一に掲げる方法		(略)			(略)
	(略)			(略)			(略)
	(略)			(略)			(略)

物			砒素及びその化合物	(略)	規格六十一に定める方法		(略)
アルキル水銀化合物	(略)	環境基準告示付表三に掲げる方法及び排水基準告示付表三に掲げる方法		(略)			(略)
	(略)			(略)			(略)
	(略)			(略)			(略)

レン	五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法	
テトラクロロエチレン	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法	(略)
ジクロロメタン	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法	(略)
四塩化炭素	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法	(略)
一・二―ジクロロエタン	規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、又は五・三・二に定める方法	(略)
一・一―ジクロロエチレン	規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法	(略)
一・二―ジクロロエチレン	シス体にあつては規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一に定める方法	(略)

(略)	(略)	
トリクロロエチレン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法	(略)
テトラクロロエチレン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法	(略)
ジクロロメタン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法	(略)
四塩化炭素	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法	(略)
一・二―ジクロロエタン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、又は五・三・二に定める方法	(略)
一・一―ジクロロエチレン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法	(略)
一・二―ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法	(略)

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格K〇一〇二・二三・三、十三・四、十三・五、十三・六又は十三・七に定める方法（ただし、十三・四、十三・五又は十三・六に定める方法により測定する場合において、蒸留操作を行うときは十三・二・二又は十三・二・四に	ルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものをを用い、規格K〇一七〇・六六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）五・二及び五・五（蒸留操作を行う場合にあつてはフェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によつて液性を判別する。）又は五・二・二及び五・六に定める方法
(略)	

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格四十二・二、四十二・三、四十二・五、四十二・六又は四十二・七に定める方法（ただし、	三十四・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものをを用い、日本産業規格K〇一七〇・六の六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格三十四・一・一C（注②第三文及び規格三十四の備考一を除く。）に定める方法及び環境基準告示付表七に掲げる方法
(略)	

一・四―ジオキサン	規定する方法とする。）により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数〇・七七六を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格K〇一〇二・二、十四・三又は十四・四に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K〇一〇二・二、十五・七又は十五・八に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法	(略)
------------------	--	------------

一・四―ジオキ	物
環境基準告示付表八に掲げる方法	四十二・二、四十二・六又は四十二・七に定める方法により測定する場合において、規格四十二・一C)の蒸留操作を行うときは、規格四十二の備考二及び備考三に規定する方法を除く。）により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数〇・七七六を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格四十三・一に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格四十三・二・五又は四十三・二・六に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法
(略)	

